Ⅴ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しており、鉱工業承継勘定の貸付金の原資として財政投融資特別会計からの借入を行っております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公社債及び格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）ＢＢＢ格以上の社債のみを保有しており株式等は保有しておりません。

借入金等の使途は事業投資資金（長期）であり、関係諸法令に基づき承継を受けた資金となります。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注３）を参照のこと。）

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴現金及び預金	68,006,660,119	68,006,660,119	0
⑵未収金	3,804,054,288		
貸倒引当金	△ 11,088,587		
	3,792,965,701	3,792,965,701	0
⑶有価証券及び投資有価証券（満期保有目的債券）	64,486,553,925	63,909,185,000	△ 577,368,925
⑷貸付金	836,869,244		
貸倒引当金	△ 63,736,783		
	773,132,461	773,132,461	0
⑸破産更生債権等	19,144,177,796		
貸倒引当金	△ 9,833,212,598		
	9,310,965,198	9,310,965,198	0
⑹未払金	(9,120,684,010)	(9,120,684,010)	(0)
⑺一年内返済予定長期借入金	(241,347,736)	(241,347,736)	(0)
⑻為替予約（負債）	(3,565,621,441)	(3,565,621,441)	(0)
⑼債務保証	(1,066,540,500)	(1,066,540,500)	(0)

（注１）負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注２）金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　未収金

未収金のうち、鉱工業承継勘定に係るものについては、内部格付に基づく区分ごとに、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。現金及び預金、鉱工業承継勘定を除く未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷　貸付金

貸付金については、内部格付に基づく区分ごとに、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑸　破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑹　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑺　一年内返済予定長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑻　為替予約

繰延ヘッジ処理における決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

（単位：円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時　価	当該時価の算定方法
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 ユーロ	排出削減単位取得等業務による外貨建金銭債務	41,025,000,000	—	37,459,378,559	※１

※１　取引先金融機関から提示された価格等によっております。

⑼　債務保証

債務保証については、保証債務の履行可能性に基づいて計上した保証債務損失引当金をもって時価としております。

（注３）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額
敷金・保証金（※）	660,769,026

（※）敷金・保証金については、将来のキャッシュ・フローの発生時期を適切に算定することは困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。